# 島原市教育委員会

# 議　　案　　集

第30号議案　平成24年度（平成23年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

第31号議案　島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

第32号議案　平成２４年度島原市立中学校部活動外部指導者の解職について

第33号議案　平成２４年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

平成２４年８月１日　定例会

第３０号議案

平成２４年度（平成２３年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

平成２４年度（平成２３年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価については、別紙報告書のとおりとする。

平成２４年８月１日提出

島原市教育委員会
教育長　清 水　充 枝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条の規定に基づき、平成２３年度中の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめ市議会に提出し、公表するものである。

《参　考》

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２７条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第３項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第３１号議案

島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

島原市立小・中学校管理規則（昭和３２年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１４条の６第３項、第１４条の７第４項、第１４条の８第３項、第１４条の９第３項中「第１４条の２第４項」を「第１４条の４第４項」に改める。

第１４条の１１を第１４条の１２とし、第１４条の１０を第１４条の１１とし、第１４条の９の次に次の１条を加える。

（司書教諭）

第１４条の１０　１２学級以上の学校（分校、特別支援学級を含む）に司書教諭を置く。

２　司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

３　司書教諭の発令については、第１４条の１１第２項の規定を準用する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

平成２４年８月１日提出

島原市教育委員会

教育長　清水　充枝

提案理由

学校に司書教諭を置くため及び所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

《参　考》

## ○学校図書館法

（司書教諭）

第５条　学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

２　前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

３　前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

４　前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

第３２号議案

平成２４年度島原市立中学校部活動外部指導者の解嘱について

平成２４年度島原市立中学校部活動外部指導者の下記の者を解嘱する。

記

（第一中学校）

| 部　　名 | 氏　名 | 性別 | 年齢 | 住　　所 |
|---|---|---|---|---|
| 水　泳 | 菅　利顕 | 男 | ７０ | 島原市有明町湯江甲８３９番地 |

平成２４年８月１日提出

島原市教育委員会
教育長　清水　充枝

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第７条により、委嘱を解こうとするものである。

（参考）

○島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（抜粋）

（身分）

第４条　外部指導者は、非常勤とする。

（委嘱）

第５条　外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力が得られること。

(2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。

(3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

（任期）

第７条　外部指導者の任期は、１年とする。ただし、補欠の外部指導者の任期については、前任者の残任期間とする。

２　教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による任期の期間中においても解任することができる。

３　外部指導者は、再任することができる。

（委任）

第８条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

第３３号議案

平成２４年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

平成２４年度島原市立中学校部活動外部指導者に下記の者を委嘱する。

記

（第二中学校）

| 部　名 | 氏　名 | 性別 | 年齢 | 住　所 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 水　泳 | 菅　利顕 | 男 | ７０ | 島原市有明町湯江甲８３９番地 | 追加 |

平成２４年８月１日　提出

島原市教育委員会
教育長　清水　充枝

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第５条及び第７条により、指導者に委嘱しようとするものである。

（参考）

○島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（抜粋）

（身分）

第４条　外部指導者は、非常勤とする。

（委嘱）

第５条　外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力が得られること。

(2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。

(3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

（任期）

第７条　外部指導者の任期は、１年とする。ただし、補欠の外部指導者の任期については、前任者の残任期間とする。

２　教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による任期の期間中においても解任することができる。

３　外部指導者は、再任することができる。

（委任）

第８条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。